

第2回～第4回において、「総合区素案」「特別区素案」「財政シミュレーション」が報告されました

- 第2回協議会(平成29年(2017年)8月29日)では、大阪市においてとりまとめられた「総合区素案」が報告されました。
⇒詳細は、『総合区素案に関するお知らせ(平成29年(2017年)9月発行)』や、大阪市ホームページをご覧ください。
(<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000394392.html>)
- 第3回協議会(平成29年(2017年)9月29日)及び第4回協議会(平成29年(2017年)11月9日)では「特別区素案」と、その参考資料として、財政シミュレーションが事務局から示されました。

◎ 特別区とは？

○特別区は、選挙で選ばれる区長・区議会が置かれ、区長が住民に身近な事務を担う基礎自治体です。

※これまで、特別区制度は東京都に限られてきましたが、法律が制定され、人口200万人以上の政令指定都市等の区域(例：大阪市、横浜市など)を包括する道府県において、政令指定都市等を廃止し、住民に身近な行政サービスを実施する基礎自治体(特別区)を設置することが可能となりました。(特別区の設置に伴い、現在の大阪市は廃止されます。)

◇ 特別区素案の内容を以下で紹介します

(※今後、素案の内容について、協議会で議論していきます)

特別区素案のポイント

◆特別区素案については、以下の方針に基づいて、各項目(区割り、事務分担、組織体制等)の制度設計を行いました。

- ・大阪府に広域機能を一元化し、「副首都・大阪」にふさわしい都市機能の向上を強力に進め、大阪の成長を実現させる
- ・特別区の設置により基礎自治機能を充実し、成長の果実を元にした豊かな住民生活を実現させる
- ・住民の不安解消のため、特別区の財政基盤の安定化・均衡、住民サービスの継続、地域コミュニティの維持等に配慮する

※区の名称や本庁舎の位置、特別区設置の日(法律に基づく投票<住民投票>後3～4年)については、今後、協議会における議論を踏まえたうえで、案を提示します。

(参考) 特別区と大阪府の役割分担 ～イメージ図～

